

主なテロの未然防止対策の現状

1 出入国管理等の強化

出入国審査の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、A P I S（事前旅客情報システム）の導入、高性能の偽変造文書鑑識機器の導入、セカンダリ審査の導入、リエゾン・オフィサーの派遣、プレクリアランスの導入、査証発給情報の関係省庁間での共有等により、関係機関の情報交換・連携強化及び一層厳格な出入国審査を実施

入国審査時における指紋採取等による入国審査の強化

「出入国管理及び難民認定法」の一部改正を受け、平成19年11月23日までに、上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けるほか、これに伴う所要のシステム開発を実施し、全国の空海港に機器を整備する予定

乗員・乗客情報の事前報告の義務化

「出入国管理及び難民認定法」の一部改正を行い、本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の入管当局への事前報告を義務付け（平成19年2月1日から実施）

テロリストに対する入国規制

「出入国管理及び難民認定法」の一部改正を行い、法務大臣がテロリストとして認定する者等を退去強制事由として規定（平成18年6月13日から実施）。また、同認定を適正かつ確実に実施するため、「テロリストの認定に係る関係省庁連絡会議」を設置

海上監視等の強化

海上保安庁巡視船艇、航空機等により海上監視を強化・徹底。航路・港湾における監視カメラ設置等により船舶動静、問題船の把握を行うなど情報収集・分析及び監視体制を強化。埠頭等主要港湾施設における巡回の強化、注意喚起等の警戒強化を実施

通関検査体制等の強化

銃砲、爆発物等の密輸入阻止を目的として、入国旅客及び乗組員の携帯品（託送品、別送品を含む）の開披検査を強化。輸入商業貨物、輸入

郵便物の審査・検査を強化。動植物検疫においても不審事例が見受けられた場合の関係機関への連絡を徹底

メガポート・イニシアティブの検討

コンテナに隠された核物質等の不法な輸送を阻止することを目指しているメガポート・イニシアティブの出発点として、税関の大型X線検査装置に、既存のガンマ線検知装置に加え中性子線の検知装置を設置。その後のメガポート・イニシアティブの拡大のため日米間で協議中

乗組員・乗客の氏名等、積荷に関する事項の入港前報告の義務化

我が国への輸入貨物や乗組員等に関する情報を事前に入手し、税関が保有する各種情報との照合によるハイリスク貨物等の選定等に活用するため、外国から本邦に到着する外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の税関当局への入港前報告制度を平成19年2月1日から実施

また、輸入混載貨物等については、その詳細な情報を早期に入手し、適正かつ迅速な通関を図る必要があることから、必要があると認めるときは輸入混載貨物等に係る情報について事前に報告を求めることができる制度を整備（平成19年6月1日施行予定）

国際空港・港湾における危機管理体制の強化

関係省庁担当課長等で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を内閣官房に設置し、空港保安委員会、港湾保安委員会の開催により関係機関の連携を強化。枢要な国際空港（成田、関西）・港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）に空港・港湾危機管理官を設置し、合同訓練を実施するなど、関係機関の連携を強化

出入国審査におけるバイオメトリクスの活用

I C A O標準に準拠したI C旅券を平成18年3月から発行。バイオメトリクスを活用した出入国審査の構築に向けて、必要な調査研究及び実証実験を実施。また、今後各国において導入が進む「e-Passport」について、その互換性・相互運用性の確保のための調査研究を実施

紛失・盗難旅券情報のI C P Oへの提供

紛失・盗難旅券情報の国際的共有を可能とし、入国審査の強化にも資するよう、我が国の紛失・盗難旅券情報のI C P Oデータベースへの提供を平成16年11月から開始

外国人宿泊客の本人確認の強化等

日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合について、国籍及び旅券番号の宿泊者名簿への記載を義務付けるよう、旅館業法施行規則を改正。また、その旅券の写しの保存及び捜査機関からのこれら

の閲覧請求に対する協力も行うよう都道府県等を通じて営業者を指導

2 テロ関連情報の収集・分析の強化

テロ関連情報の収集体制の強化

警察庁外事情報部、国際テロリズム対策課及び国際テロリズム情報官、外務省国際情報統括官組織、海上保安庁警備救難部警備課情報調査室、公安調査庁調査第二部公安調査管理官、同部第一課国際調査企画官及び同部第二課国際破壊活動対策室等所要の機構整備、警察庁国際テロ緊急展開チーム（TRT）の国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）への改組等により情報収集体制、外国機関との連携体制を強化

テロ関連情報の分析・評価、共有体制の確保

各省庁が把握した重要情報及びその分析・評価について、内閣情報官に集約した上で、政府全体として総合的に分析・評価し、関係省庁間で共有する体制を確保

3 ハイジャック等の防止対策の強化

空港の警戒警備の強化

平成17年4月より空港警戒態勢の最高水準であったフェーズEを「レベル」として恒久化し、特定の対象への脅威が高まった場合の措置を「レベル」と及び「レベル」として設定。旅客の保安検査等を強化・徹底。空港内の巡回強化、保安検査場への警察官の増強配備やチェックインカウンター等における警戒を実施

さらに、主要空港については、利用者の多い時間帯に警察機動隊を運用して警戒を強化したほか、場周フェンスの強化、センサーの設置等により車及び人に対する不法侵入対策を順次強化

航空機内への危険物持込禁止措置の強化及び液体物持込制限

航空法施行規則の改正（平成14年5月）により、小型ナイフを含む刃物類、強打すること等により凶器となり得る物、先端が著しく尖っている物、その他凶器となり得る物品すべてに関し、航空機内への持込みを禁止

また、平成19年3月から、日本を出発する国際線において、液体物の客室内持込の量的制限を実施

航空保安検査の強化

旅客及び手荷物の保安検査において、旅客の靴に対する随時のX線検査、液体物検査装置及び爆発物検査装置による検査を導入。また、クリーンエリアに入る空港関係者及び乗務員に対する保安検査も実施するほ

か、受託手荷物に対するインライン検査システム（危険物を自動探知するX線検査機器及び爆発物検知装置を有機的に組み合わせたシステム）を大規模空港に順次導入

航空機内における保安強化

航空機の客室側から操縦室への侵入を阻止し、ハイジャックを防止するため、拳銃の弾丸等の貫通も阻止できる強化型操縦室扉の装備を平成15年11月から義務化

また、ハイジャックの未然防止対策の強化を図るとともに、発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、スカイマーシャル制度（航空機への警察官の警乗）を平成16年12月から導入

航空貨物に対する保安強化

荷主から航空機搭載までの間の航空貨物を一貫して保護する保安制度（Known Shipper / Regulated Agent 制度：特定航空貨物利用運送事業者等の認定を通じた保安対策）を平成17年10月から導入。貨物ターミナルへの立上り警備員の配置を平成17年6月より義務付け

4 NBC（核・生物・化学）テロ等への対処の強化

核物質、放射性物質、生物剤、化学剤等の管理、防護措置の強化

「生物化学テロ対処政府基本方針」（平成13年11月8日関係閣僚会議決定）に基づき、NBCテロに使用されるおそれのある物質を取り扱う事業者、研究機関等に対し、保管・管理の強化、盗難防止対策について指導・要請を実施。不自然な取引等に関する情報収集を強化。空中撒布に使用されるおそれのある小型航空機の盗難防止対策等を徹底。主な原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に対し、核燃料物質、放射性同位元素等の安全管理の徹底、核物質防護の徹底、治安当局等との連携強化等を要請。また、核物質防護対策の強化として「核物質防護に関するガイドライン（INFCIRC225/Rev.4）」を踏まえた規制改正を実施

病原性微生物等の適正な管理体制の確立

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を改正し、病原体等の所持、運搬、輸入等に関する規制のほか、厚生労働省や警察庁等の職員等による特定病原体等保有施設に対する立入検査等に関する規定を盛り込むなど、病原微生物等の適正な管理体制を確立（平成18年12月改正、同19年6月施行予定）

不審郵便の警戒、水道施設の警備等の強化

不審な郵便物への警戒を実施。水道については、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、毒性等の有無を生物を使って

監視するバイオアッセイ等による水質管理の徹底等を水道事業者等に指導

爆弾テロ防止条約の締結に伴う関係国内法の整備

「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により、爆弾テロ防止条約の締結に伴い関係法律（爆発物取締罰則、原子炉等規制法、放射線障害防止法、火災びん処罰法、生物兵器禁止法、化学兵器禁止法、サリン法）を整備

爆発物や病原体等を輸入してはならない貨物にすることによる輸入管理の強化

テロ行為に利用されるおそれのある爆発物、火薬類、病原体等及び化学兵器の用に供されるおそれの高い物質について、税関における水際取締りの実効性を確保するため、これらの物品を、原則として、輸入してはならない貨物に追加（病原体等については、平成19年6月1日施行予定）

核テロ防止条約の締結に向けた関係国内法の整備

核テロ防止条約の締結に向けて、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」により、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等を処罰する規定を整備（平成19年5月公布、核テロ防止条約が日本国について効力を有する日から施行予定）

爆発物の原料の管理強化

過酸化水素製剤等を原材料とした爆発物による事件が多いため、薬局・薬店や毒劇物の販売者等に対し、過酸化水素製剤等の適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に通知。また、過酸化水素等爆発物の原料となる化学物質の保管、流通等に関し、盗難防止対策の強化等について関係業界に通知

大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組

テロリストへの移転を含む大量破壊兵器等の拡散を未然に防止するため、大量破壊兵器関連物資等を含む機微貨物・技術の輸出管理を強化するとともに、不正輸出事案の摘発を推進。加えて、平成18年4月、オーストラリア連邦ダーウィンにおいて実施された拡散に対する安全保障構想（PSI）の航空阻止に係る実動訓練に参加

5 国内重要施設の警戒警備の強化等

我が国重要施設等の警戒警備等の強化

所持品を開披することなく爆発物を検知することが可能な高精度の爆発物探知機を新たに配備するなどし、我が国の重要施設及び米国等関連施設等に対する警戒警備を強化。原子力発電所等について、陸上及び海上からの警戒警備を24時間体制で実施。原子力事業者等においても、自主警備を実施するとともに、原子炉等規制法（平成17年5月同法を改正（同年12月施行）し、核物質防護対策を強化）に基づき所要の防護措置の強化や、核物質防護に関し主務官庁による定期検査、治安当局による立入検査を実施

鉄道の警戒警備の強化

監視カメラの増設、巡回警備の強化等鉄軌道事業者による自主警備の強化を指導するとともに、鉄道テロ対策連絡会議を設置（平成17年8月）し、「危機管理レベルの設定」、「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策（同年12月）、「鉄道テロ対応ガイドライン」の策定（平成19年3月）など、テロの未然防止対策を推進。新幹線を始めとする鉄道に関し、鉄道警察隊員や機動隊員による列車警乗、警備犬も活用した駅構内の巡回強化、職務質問の徹底、警察車両による沿線警戒の強化を実施。管理者による自主警備、不審な手荷物の所有者確認や旅客等への不審物発見時の協力要請等を実施

旅客船等の警戒警備の強化

国内の主要航路を航行する旅客船・カーフェリーへの海上保安官による警乗を実施。旅客ターミナルの警戒を強化。旅客船事業者による自主警備、旅客等への不審物発見時の協力要請を実施

多数集合施設等の警戒警備の強化

大規模イベント会場等多数の人が集合する施設、ライフライン施設の管理者等に対し、自主警備の強化に係る指導・助言を行うほか、情勢に応じて警察官による警戒を実施するなど警戒警備を強化

S O L A S 条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進

港湾施設及び船舶における保安の確保のため、国際港湾施設にあっては、制限区域の出入管理の徹底を図るため、ITを活用した装置の実証実験や、港湾施設内外の監視等の措置を実施し、国内旅客船及びフェリーターミナルにあっては、監視カメラ等の保安施設を設置し、保安対策を充実・強化。国際航海船舶にあっては、制限区域の設定、乗船者の本人確認、船内の巡視又は監視等の措置を実施。また、国際航海船舶の入港に係る規制として事前通報の義務付け、立入検査等の措置を実施。平

成 19 年 2 月から乗員・乗客名簿の事前提出を義務化

6 テロ資金対策の強化

テロ資金供与防止条約及び国連安保理決議 1373 の履行等のための関係国内法の整備

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）の制定及び外国為替及び外国貿易法（外為法）の一部改正を行い、預貯金口座開設時における顧客の本人確認等を義務付け、各金融団体に対し、本人確認の徹底を要請するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（犯罪資金供与処罰法）の制定などにより、テロ資金の提供、収集を刑事処罰の対象とした上、国外犯その他所要の規定を整備

また、平成 16 年臨時国会で、預貯金通帳等を譲り受ける行為等に罰則を定め、預金口座等の不正利用の防止を図ることを内容とする本人確認法の改正が成立

さらに、平成 19 年通常国会において成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」により、F I U（資金情報機関）を金融庁から国家公安委員会に移管するとともに、顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出の義務対象事業者（特定事業者）の範囲の拡大等を規定（平成 20 年 3 月までに実施予定。なお、関連規定の施行に伴い、本人確認法は廃止）

テロ資金供与に関する F A T F 特別勧告等の履行

外為法に基づき、テロリスト等の資産凍結等の措置を累次にわたり実施し、その実効性確保のために外国為替検査を強化するとともに、外国為替取引を行う金融機関等に対し、顧客の本人確認等を義務付け

また、犯罪資金供与処罰法により、テロ資金の没収等や資金洗浄行為の処罰を可能にするるとともに、疑わしい取引の届出制度の範囲の拡充その他所要の規定を整備

さらに、特別勧告 7 に対応し、本人確認法施行令及び外国為替令の一部改正を行い、10 万円を超える現金送金等を行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付け（平成 19 年 1 月から実施）るとともに、犯罪収益移転防止法において、外国送金を行う金融機関による送金人情報の通知について措置（なお、関連規定の施行に伴い、平成 20 年 3 月までに本人確認法は廃止）

疑わしい取引の捜査及び地下銀行事案の摘発

犯罪収益等の疑いのある取引に関する金融機関からの届出に基づく捜査及び地下銀行事案の摘発

7 テロ対策に資する科学技術の振興

テロ対策に資する科学技術の振興

研究開発として目指す科学技術面の成果を明確化した分野別推進戦略（平成18年3月総合科学技術会議）において、社会基盤分野の重要な研究開発課題として、「テロ対策・治安対策」を掲げるとともに、科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）の期間中に資源をシフトする対象である戦略重点科学技術に、爆発剤や生物剤、化学剤の有無を交通機関の手荷物検査・旅客検査等の現場で速やかに探知する技術（有害危険物現場検知技術）等を選定

探知技術の調査・研究

爆発物、潜入工作員等の今後の探知技術として活用可能性が考えられるテラヘルツ波、音響レーダー等の先端技術について調査・研究するとともに、探知技術の研究開発等の動向、開発機器の性能等に関する情報を収集

8 テロ対策に関する国際社会との連携

国際協力の推進

テロ対処能力の向上という支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図る観点から、我が国は、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRN（化学・生物・放射性物質・核）テロ対策、テロ防止関連条約、等を重点課題として、研修生の受入れ、専門家の派遣、機材供与等につき、ODAを活用しつつ実施している。例えば、開発途上国のテロ対策担当者を招致し、国際テロ事件捜査セミナーを実施したほか、タイ政府に対して、偽変造文書鑑識能力の向上を目的としたJICA技術協力プロジェクトを平成17年3月に開始し、担当者を招致し集中的に出入国管理や偽変造文書鑑識技術についての研修を実施

また、平成17年2月に、レバノン共和国・ベイルート市内で発生した元首相暗殺事件の調査に関し、国際連合からの要請を受け、鑑識担当職員を派遣したほか、平成17年7月から6か月間、タイの出入国管理局に文書鑑識専門家を派遣し、先方に供与する最新の文書鑑識機材を用いて、偽変造文書鑑識能力向上のための支援を実施

国際会議への参画

テロ対策における国際的な連携・協力を確保する観点から、G8司法内務閣僚級会合やG8ローマ/リヨン・グループ、世界健康安全保障イニシアティブ保健大臣会合等に積極的に参画